



中小企業の為の経営のヒント  
**菅原会計通信**

2023年4月号

菅原会計税理士法人・行政書士法人菅原武事務所  
〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 5-40-1  
TEL 059-382-5055 FAX 059-382-5009  
業務時間 平日 AM 9:00 ~ PM 5:00

## 雇用保険料率が変わります

令和5年4月から雇用保険料率に変更されます。

下記の表を参考にしてください。

(令和5年4月1日~令和6年3月31日まで)

事業の種類	雇用保険料率	被保険者負担	会社負担
一般事業	15.5 / 1,000 前年	6 / 1,000 前年 5 / 1,000	9.5 / 1,000 前年
	13.5 / 1,000		8.5 / 1,000
農水産・ 清酒製造業	17.5 / 1,000 前年	7 / 1,000 前年 6 / 1,000	10.5 / 1,000 前年
	15.5 / 1,000		9.5 / 1,000
建設業	18.5 / 1,000 前年	7 / 1,000 前年 6 / 1,000	11.5 / 1,000 前年
	16.5 / 1,000		10.5 / 1,000

なお、雇用保険二事業(事業主のみ負担)は、引き続き 3.5 / 1,000 (建設業は 4.5 / 1,000) のままです。

前年に比べ、4月から被保険者負担分、会社負担分の両方の保険料率が上がります。

4月以降の給与計算をする際は、従業員さんの雇用保険料率に注意してください。保険料率を変更せずに給与を計算してしまった場合には翌月給与で差額を調整してください。

ご不明な点がございましたら当事務所までご連絡ください。

(中村 記)

